

医療法人の附帯業務の拡大（案）に関する御意見の募集について

平成19年11月1日
厚生労働省医政局指導課

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（昭和61年政令第95号）等の一部改正に伴い、医療法人の附帯業務について、別添のとおり見直し案を作成しましたので、本案に関して御意見のある場合には、下記により提出してください。皆様からいただいた御意見につきましては、最終的な見直しに際しての参考とさせていただきます。

記

1. 募集期限

平成19年11月30日（金）必着

2. 提出方法

御意見等は該当箇所を明記し、かつ理由を付して、以下に掲げるいずれかの方法で、必ず「医療法人の附帯業務の見直し（案）について」と明記して提出してください。

御意見等は日本語に限ります。

なお、お寄せいただいた御意見の趣旨が不明確な場合等に問い合わせをさせていただきます可能性があるため、個人の場合は住所・氏名・年齢・職業・電話番号を、法人の方は法人名・所在地・担当者名・電話番号を併せて記載してください。これらは、今回の御意見募集以外の用途には使用しません。

○電子メールの場合

電子メールアドレス：iryouthouzin16@mhlw.go.jp

厚生労働省医政局指導課あて

（ファイル形式はテキスト形式でお願いします。）

○ファクシミリの場合

ファクシミリ番号：03-3503-8562

厚生労働省医政局指導課あて

○郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医政局指導課あて

3. 提出上の注意

電話による御意見の受付はいたしません。必ず、上記のいずれかの方法により提出してください。

また、いただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねます。

御意見の内容については個人情報に関する部分を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

(別添)

医療法人の附帯業務の見直し（案）

- 医療法第 42 条第 6 号に定める「保健衛生に関する業務」として、以下の内容を追加（通知改正）

概 要

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和 6 0 年法律第 8 8 号）第 2 条第 5 号に規定する特定労働者派遣事業であって、同法施行令（昭和 6 1 年政令第 9 5 号）第 2 条に基づき次に掲げるもの。

- ① 医療関連業務について、紹介予定派遣をする場合
- ② 医療関連業務について、社会福祉施設等において行われる場合
- ③ 医療関連業務について、産前産後休業等を取得した労働者の業務を行う場合
- ④ 医業について、派遣労働者の就業場所がへき地である場合
- ⑤ 医業について、派遣労働者の就業場所が医療対策協議会の協議を経て認められた派遣先である場合（ただし、病院又は診療所を開設する医療法人に限る。）